附則

（施行期日）

1　この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第29号（第19条関係）

年　　月　　日

財務（支）局長殿

（郵便番号　　）

届出者　　住　所

電話番号（　　）

商号又は名称

氏　　名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、商号又は名称

法定代理人の代表者の住所及び氏名

（登録番号　　）

塩卸売業登録事項等変更届出書

塩事業法第２０条において準用する法第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

変　更　前	変　更　後
変更年月日	年　　月　　日
変更の理由	

受付年月日：　　年　　月　　日